一般競争入札の施行について(公告)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年1月10日

岡山市市場事業管理者 國 米 哲 司

I 入札に付する事項

1	工事名	水産棟オーバースライダー改修工事
2	工事場所	岡山市南区市場一丁目1番地
3	工種	建築一式工事
4	工期	令和7年3月31日
5	許容価格	非公表
6	最低制限価格設定案件等	最低制限価格設定案件
7	支払条件	①前金払 有り ②中間前金払 有り ③部分払 有り 2回以内 ただし、②又は③を契約時に選択すること。
8	入札保証金及び契約保証金	「建設工事の一般競争入札公告共通事項」(以下「共通事項」という。)12のとおり
9	契約不適合責任期間	2年
10	工事概要	〇水産棟オーバースライダー改修工事 〈構 造〉 鉄骨造3階建 〈延べ面積〉 17, 180. 02㎡
11	建設リサイクル法対象工事	該当なし
12	その他	当該入札において共通事項3(7)に定める確認対象者(以下「確認対象者」という。)となった者が共通事項13(1)(2)(3)(4)又は(5)に該当する場合は、失格とする。

Ⅱ 入札等の手続きに関する事項

1	公告期間及び公告方法	公告日から開札日まで岡山市市場事業部ホームページ内(以下「部ホームページ」という。)に掲載する。
2	設計図書取得期間及び取 得場所	公告日から開札日まで部ホームページに掲載しているので、ダウンロードし、取得すること。
3	設計図書等質問受付期間	公告日から 令和7年1月17日(金) 午後4時まで
4	設計図書等質問方法	質問は電子メールの方法でのみ受け付ける。 ※メール本文又は添付ファイルに質問者氏名、連絡先電話番号を明記すること。なお、 送信には使用する電子計算機の性能、電気通信回線への接続状況等の良否により所要 時間に差が生じることから、時間的な余裕を持って質問すること。また、メールの件名は 「入札質問(〇〇工事)」など、わかりやすい件名にすること。
5	設計図書等質問提出先	岡山市市場事業部 Eメールアドレス shijoujigyou@city.okayama.lg.jp
6	設計図書等回答掲載期間	令和7年1月20日(月) 午後4時から開札日まで
7	設計図書等回答掲載場所	部ホームページに掲載する。

8	入札方法	入札書の書式を、部ホームページからダウンロードし、入札会日時に岡山市中央卸売市場管理棟3階会議室に来ること。なお、代理人の場合は委任状を持参すること。入札回数3回。
9	入札会日時及び場所	令和7年1月28日(火) 午前10時00分 岡山市中央卸売市場管理棟3階会議室
10	参加資格確認申請書類提 出方法	確認対象者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類(以下「申請書等」という。)を共通事項7(2)の市場事業部へ持参する方法により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。なお、共通事項7(8)により申請書等の提出を求められた者の提出方法についても同様とする。 ※上記以外の方法では受け付けない。なお、窓口では申請書等の内容確認は一切行わない。
11	参加資格確認申請書類	①一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号) ②配置予定技術者等調書(様式第2号) ③指名停止等措置状況調書(様式第3号) ④経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(最新のもの)(写し可) ⑤下記のア又はイの書類を提出すること。 ア (一財)日本建設情報総合センターの竣工時の登録内容確認書(竣工時工事カルテ受領書及び竣工登録工事カルテル受領書は認めない。)の写し及び同種工事施工実績が確認できる書類 イ 施工実績調書(様式第4号)、当該工事の請負契約書の写し及び経営事項審査の際提出する工事経歴書の写し 以下は準市内業者のみ ⑥建設業法施行規則第2条第1号に規定されている様式第1号別紙二(岡山市内の営業所(準市内業者のみ)及び岡山市との契約締結先となる営業所の最新の許可取得状況がわかるもの。)(写し可) ⑦本市法人市民税確定申告書の写し(直近のもの) ⑧本市令和6年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収額の決定・変更通知書〈特別徴収義務者用)の写し。(個人名が記載されている部分は不要)ただし、変更があった場合は最新の決定・変更通知書の写し。 申請書等は、開札後速やかに提出できるよう、あらかじめ作成しておくこと。
12	参加資格確認申請書類受 付期限	確認対象者となった日の2日後の午後5時15分まで (岡山市の休日を定める条例に定める市の休日を除く。) ※上記の期間は、申請書等の訂正及び差替えに要する時間を含めたものであるため、申 請はできる限り速やかに行うこと。

Ⅲ 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1	入札参加資格共通事項	共通事項1のとおり
2	市内外業者区分	下記①又は②に該当すること。 ①市内業者 ②直近の本市法人市民税の確定申告における岡山市分の従業員数が50人以上であり、 かつ、岡山市の市民税を課税され、特別徴収を行っている従業員数が50人以上の準市内 業者
3	格付業種	下記①又は②に該当すること。 ①第1格付業種が建築 ②第1格付業種が土木で第2又は第3格付業種が建築
4	格付等級営業所の属するエリア等	格付業種①に該当するもの 南区で建築の格付がB又はC等級 格付業種②に該当するもの 福南中学校区で建築の格付がB又はC等級 ※必ず最新の格付等級を確認のうえ入札すること。
5	建設業許可	建設業法第3条第1項の規定に基づき、建築工事業について、建設業の許可を受けていること。

6	同種工事施工実績	不要
7	配置予定技術者	建築工事業に係る資格を有する者を配置すること。
8	その他の条件	なし